



ウクライナ避難民の受入れ・支援等の状況について

令和5年2月3日
出入国在留管理庁

ウクライナ人の在留状況及び最新の避難民に関する情報

- ◆ 令和3年末時点ウクライナ人在留者数 1,915人
- ◆ ウクライナからの避難民受入れ数 2,277人
(令和4年3月2日(総理による受入れ表明日)～同5年2月1日 短期滞在等・速報値)
 - ・男女別：男 592人、女 1,685人
 - ・年代別：18歳未満 436人、18歳以上61歳未満 1,543人、61歳以上 298人
 - ・入国時身元保証人なし 230人
- ◆ ウクライナ避難民の在留者数(在留資格別)(令和5年2月1日時点・速報値)
 - ・全在留者数 2,167人
(うち 特定活動 1,977人、短期滞在 21人、その他 169人)
- ◆ 一時滞在施設入所者数 58人(令和5年2月1日時点・速報値)

政府全体の検討体制

- ◆ ウクライナ避難民対策連絡調整会議
- ◆ ウクライナ避難民の対応に関するタスクフォース

出入国在留管理庁の体制等

- ◆ 法務省 ウクライナ避難民受入れ支援対策本部
- ◆ 出入国在留管理庁 ウクライナ避難民受入れ支援対策PT
- ◆ 地方出入国在留管理官署 ウクライナ避難民受入支援担当
(計66か所)

ウクライナ避難民受入支援事業の委託に係る経費

- ◆ 令和3年度(約5.2億円)に引き続き、令和4年度予備費の使用が決定(約19億円。令和4年6月28日閣議決定)

ウクライナ避難民全体への支援

- ◆ 渡航支援(自力で渡航手段を確保できない者に限る)
 - ・政府専用機による受入れ(令和4年4月5日に20人)
 - ・商用機の座席借上げによる受入れ
(令和4年4月9日から同5年2月1日までに計221人)
- ◆ ウクライナ避難民ヘルプデスクの設置
 - ・ウクライナ語、ロシア語対応
 - ・土日祝を含めた午前9時から午後8時まで電話(フリーダイヤル)、メール対応
- ◆ 在留ウクライナ人への支援の申出窓口
 - ・出入国在留管理庁で支援の申出を受け付けるための案内を同庁HPに掲載
- ◆ 情報提供等のためのサイトの設置
 - ・我が国が提供する支援等に関する情報を郵送、メール及びHP等で提供
 - ・支援申出のあった物品・サービスをマッチングするためのサイトを開設
- ◆ 「ウクライナ避難民であることの証明書」の発行
 - ・行政手続等を円滑にするため、「ウクライナ避難民であることの証明書」を発行
- ◆ 在留資格について柔軟な対応
 - ・「特定活動(1年・就労可)」に迅速に変更するなど、柔軟な対応
 - ・在留資格を変更することで、住民登録、在留カードの発行、国民健康保険の加入等が可能になる。

【参考】

- ・日本語教育の支援(文化庁) ・就労支援(厚生労働省)

身元引受先のない人への支援

- ◆ 一時滞在施設の提供
 - ◆ 生活費等の支給
 - ・生活費日額 2,400円(一時滞在施設滞在中等は減額)
 - ◆ 日本語教育の実施
 - ・一時滞在施設において日本語教室を開設
 - ◆ カウンセリング、行政手続支援等
 - ・来日時における健康状態・ストレス度等のチェック
 - ・健康診断・カウンセリング
 - ・在留資格変更、住民登録、口座開設等の手続支援
 - ◆ 地方自治体・民間企業等とのマッチング
 - ・令和5年2月1日までに、134世帯208人のマッチングが成立
- 【参考】
- ・身元引受先のある人については、日本財団が支援を実施
※申請数が上限(2,000人)に達した時点で募集は終了となる旨HPに記載あり

地方自治体への情報提供等

- ◆ 全自治体向けオンライン説明会の実施
 - ・避難民に対する生活費等の支援、我が国での教育、就労、医療・介護、保育・子育て、日本語教育等に関する支援等について担当省庁から説明(令和4年4月21日)
- ◆ 地方自治体への情報提供とウクライナ避難民受入支援担当による相談対応
 - ・避難民に提供した情報について、全国の自治体に提供
 - ・避難民支援担当が各自治体と連携し、ニーズの把握、相談対応等実施